

# もりおかの 国民健康保険

市の国民健康保険(国保)に加入している皆さんに、令和4年度の国民健康保険税納税通知書と国民健康保険被保険者証を発送します。

【問】健康保険課(市役所本庁舎1階)  
 保険証・納税通知書・課税内容・減免:受付賦課係☎613-8437  
 保険給付:給付係☎613-8436  
 国保税の納付・相談:徴収係☎613-8438  
 人間ドック・特定健診:業務係☎626-7527  
 【広報ID】1003549 **新型コロナの影響による減免【広報ID】1031213**

7月11日(月) 納税通知書発送

## 「国民健康保険税」の納付をお忘れなく！

### 国保税の納付方法と納期限

- ▶**口座振替**:申し込みにより、取扱金融機関の指定口座から自動引き落とし
- ▶**特別徴収**:対象の年金から天引き
- ▶**窓口納付**:表の期限までに、市役所本庁舎1階の健康保険課や取扱金融機関、コンビニエンスストアに納付書を持参して納付

表 令和4年度の納期限			
納期	期限	納期	期限
第1期	8月1日(月)	第5期	11月30日(水)
第2期	8月31日(水)	第6期	12月26日(月)
第3期	9月30日(金)	第7期	来年1月31日(火)
第4期	10月31日(月)	第8期	来年2月28日(火)

### 納付困難な場合は早めに相談を

国保税を滞納すると、延滞金が増加されるほか、財産調査や差し押さえなどの滞納処分が執行されます。やむを得ない事情により、納期限までの納付が難しい場合は、減免関係は受付賦課係、納付計画は徴収係にご相談ください。

### 令和4年度の主な改正点

- 最高年税額を99万円から102万円に引き上げ
- 令和4年4月加入期間分から国保に加入している就学前の子の均等割額※が5割軽減(申請は不要です)
- ※被保険者一人一人が等しく負担する金額

## 医療費の払い戻し・免除になるとき

### 一部負担金の減免など

申請により、医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免が受けられることがあります。  
**【対象】**  
 ・災害や事業の休・廃止により収入が激減し、収入や預金が生活保護基準より少ない人  
 ※条件に当てはまらない場合でも、助成制度が適用になる場合がありますので、ご相談ください

### 医療費の払い戻し

医療費の自己負担額は、年齢や世帯所得に応じて1カ月当たりの限度額が決まっています。医療機関への支払いが限度額を超えた場合は、申請により払い戻しを受けることができます。詳しくは、保険証に同封する国民健康保険のパンフレットをご覧ください。



### 雇用保険受給者の軽減

雇用保険の特定受給資格者※と特定理由離職者※は、申請により国保税が軽減される場合があります。  
 ※雇用保険受給資格者証の裏面にある離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人  
**【申請に必要なもの】**  
 ・世帯主の印鑑 ・雇用保険受給資格者証  
**【申請窓口】**  
 ・健康保険課受付賦課係  
 ・都南総合支所税務福祉係  
 ・玉山総合事務所健康福祉課国保福祉係  
 ・青山支所

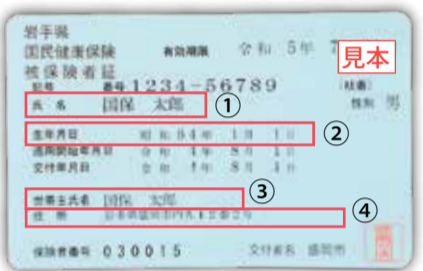
### 新型コロナの影響による減免

次のいずれかの要件にあてはまる世帯に対して、国民健康保険税を減免できる場合があります。必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。郵送での申請にご協力ください。  
**【申請窓口】**健康保険課受付賦課係  
 ■主たる生計維持者が新型コロナウイルスの影響で、事業や不動産、山林、給与収入のいずれかが前年と比べ10分の3以上減少することが見込まれる世帯  
 ■新型コロナウイルスにより主たる生計維持者が死亡または重篤な病気となった世帯

7月22日(金) 保険証発送

## 「国民健康保険被保険者証」を発送します

保険証の記載内容が正しいか、必ず確認しましょう。70歳から74歳までの被保険者の人の保険証は高齢受給者証も兼ねており、2割または3割という負担割合が記載されています。なお、社会保険など、他の健康保険に加入しているのに保険証が届いた場合は、国保から脱退する手続きをしてください。



※今回送る保険証は**桃色**です

- ☑**しっかりチェック!**
- ①加入者の氏名
  - ②生年月日
  - ③世帯主氏名
  - ④住所
- ※住民票上の世帯主氏名。  
 国保上の世帯主変更をしている場合は、変更後の世帯主氏名

1つでも違う情報を書いてある場合は受付賦課係にお問い合わせください!



の前に市の窓口へ申請してください。申請には保険証が必要です。また、発効期日は申請した月の1日になります。認定証には有効期限があり、更新する場合は、有効期限後に再度申請が必要です。  
 ※住民税非課税世帯の人には申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します

**【申請窓口】**  
 ・健康保険課給付係  
 ・都南総合支所税務福祉係  
 ・玉山総合事務所健康福祉課国保福祉係

### 傷病手当金の給付

給与の支払いを受けている市の国保加入者が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる(濃厚接触者は除く)ため仕事を休んだときに、休んだ分の給与の支払いが受けられない場合は傷病手当金を支給します。申請する場合は、給付係へ電話でお問い合わせください。

# 後期高齢者医療制度

【問】健康保険課高齢者医療係  
 ☎613-8439

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障がいがある人は65歳)から加入する健康保険です

## 7月12日(火)に保険料額決定通知書を発送します

令和4年度は2年に1度の保険料率見直しの年で、均等割額※を4万900円に改定しました。本年度の保険料は令和3年中の所得を基に計算しています。計算方法について詳しくは、通知書でご確認ください。  
**【広報ID】1003619**  
 ※被保険者一人一人が等しく負担する金額

### <保険料の納付方法>

- ・年金天引き  
後期高齢者医療制度では保険料は原則として、年金から天引きされます(特別徴収)。
- ・納付書払い  
指定金融機関などの窓口で納付してください(普通徴収)。

▶**納付を忘れないために**

### ▶便利な口座振替のご利用を

納付をすっかり忘れてしまわないため、口座振替の利用がお勧めです。保険料額決定通知書と通帳、通帳届出印を持参して、

金融機関の窓口でお申し込みください。  
 ※普通徴収の納期限は7月から来年2月までの毎月末です

## 8月は保険証の更新時期です

8月から使える後期高齢者医療被保険者証を**7月19日(火)**に発送します。10月1日からの制度改正に伴い、この保険証(桃色)の有効期限は9月30日(金)まで。10月以降の保険証(青色)は9月中に発送します。  
**【広報ID】1003618**

### 10月から制度改正

●**医療費の自己負担割合**  
 9月30日までは医療機関での自己負担割合は3割か1割です。**10月1日**からは同負担割合に**2割が新設**され、図1のように判定されます。

●**基準収入額適用申請が不要に**  
 自己負担割合が3割の人でも右の**判断基準**に該当すると1割になります。市で収入額

を把握し、対象であることが確認できた人は**申請が不要**になりました。

### <判定基準>

- 被保険者が1人
  - ・収入が383万円未満
  - ・収入が383万円を超えるが、同一世帯に70～74歳の人がいて、収入合計が520万円未満
- 同一世帯に被保険者が2人以上
  - ・被保険者全員の収入合計が520万円未満

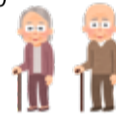
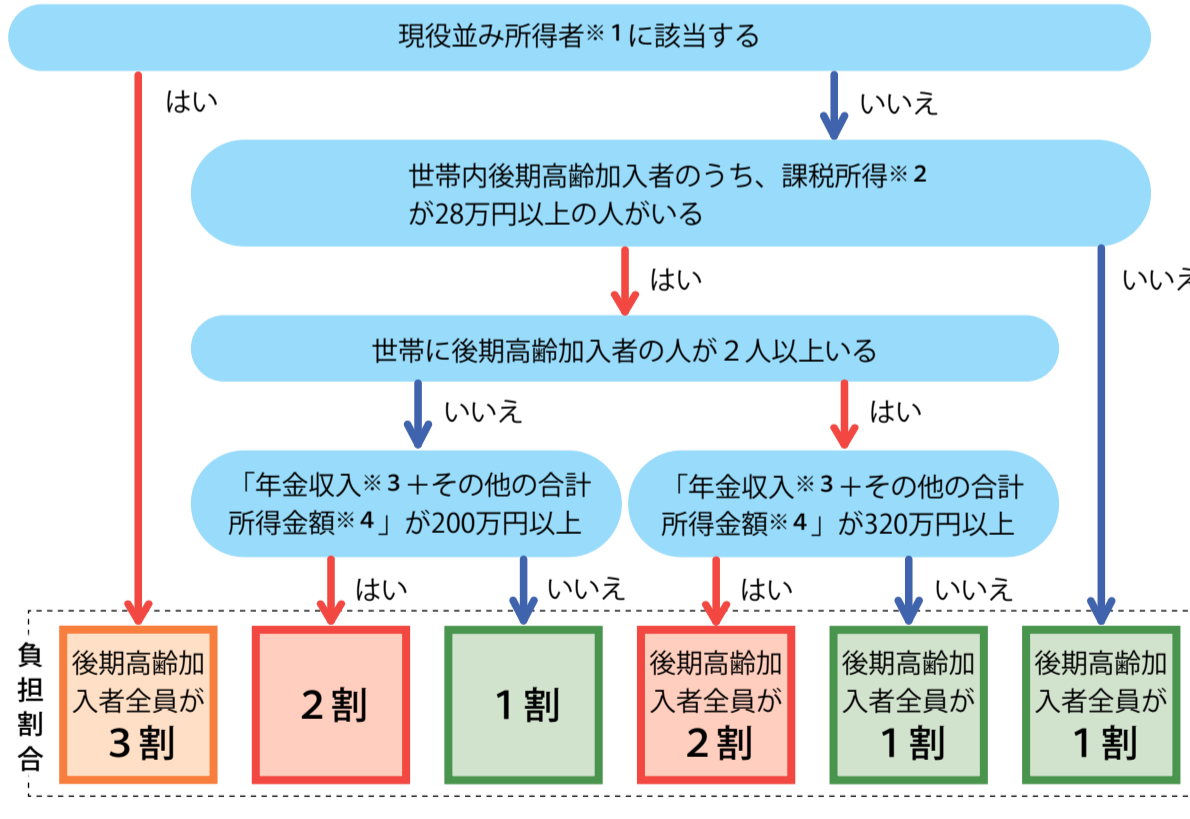


図1 負担割合の判定の流れ



### ▶新型コロナウイルス感染症関連の支援

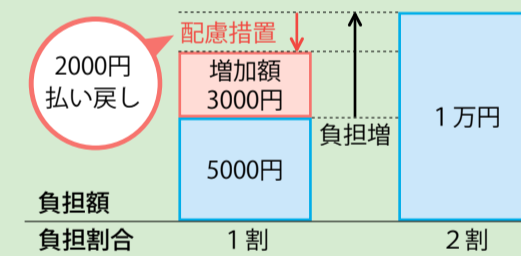
- 保険料の減免**  
 県後期高齢者医療広域連合で、保険料を減免します。申込方法など詳しくは、同係にお問い合わせください。  
**【対象】**  
 ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病となった人  
 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の収入が一定程度減少した人
- 傷病手当金**  
 給与の支払いを受けている後期高齢者医療制度の加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われるため仕事を休んだときに、給与の支払いが受けられない場合は傷病手当金を支給します。申請する場合は、事前に同係にお問い合わせください。



### ▶負担を抑える配慮措置があります

1割負担から2割負担に変更となる人は、今年10月1日から3年間は、**図2**のとおり1カ月の窓口負担割合の増加額を3000円まで★に抑える措置が適用されます。  
 ★入院の医療費は対象外

図2 配慮措置が適用される場合の計算方法(例) 1カ月の医療費全額が5万円の場合 →5000円の負担増加額を3000円に抑える



- ※1 課税所得が145万円以上で、現在の医療費の窓口負担割合が3割の人
- ※2 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません
- ※4 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

### ▶後期高齢者医療歯科健診

□**口腔機能の維持・改善のために健診を受けましょう。**  
**【実施期間】**12月28日(火)まで  
**【対象】**昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれで、後期高齢者医療制度の加入者  
**【費用】**無料  
**【受診時の持ち物】**  
 ・後期高齢者医療被保険者証  
 ・5月に送付した歯科健診(口の健診)のご案内